資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十五億二千七百八十二万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十四年九月七日

東京都品川区上大崎二丁目四番二三号

有限会社青春社

代表取締役　堀　威夫

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八百万円減少し一百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十四年九月七日

広島市西区横川町三丁目一二番一三―四〇五号

有限会社タナカビル

取締役　藤井　直樹

株式併合につき通知公告

当社は、株式一百株を一株に併合することにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十四年十月十日です。

平成二十四年九月七日

広島市西区横川町三丁目一二番一三―四〇五号

章成興産株式会社

代表取締役　藤井　直樹

株式併合につき通知公告

当社は、株式十一株を四株に併合することにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十四年十月十日です。

平成二十四年九月七日

広島市西区横川町三丁目一二番一三―四〇五号

アーバントラスト株式会社

代表取締役　藤井　直樹

株式併合につき通知公告

当社は、株式四百五十株を一株に併合することにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十四年十月十日です。

平成二十四年九月七日

広島市西区横川町三丁目一二番一三―四〇五号

有限会社タナカビル

取締役　藤井　直樹

全部取得条項付種類株式取得につき株券提出公告

当社は、全部取得条項付種類株式である普通株式の全部を取得することにいたしましたので、該当株券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年十月三十一日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年九月七日

東京都港区新橋六丁目二番九号

羽田パイプライン株式会社

代表取締役　後藤　公裕

限定承認公告

本籍東京都江戸川区松島三丁目三一六、最後の住所千葉県習志野市鷺沼台四丁目一―二六

被相続人　亡　大村　常明

右被相続人は平成二十四年七月二十五日死亡し、その相続人は平成二十四年八月二十八日千葉家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月七日

埼玉県北足立郡伊奈町西小針四丁目五二

限定承認者　大村　研

限定承認公告

本籍千葉県市原市椎津二五〇番地、最後の住所千葉県市原市天羽田一五〇〇番地三特別養護老人ホームゆうしゅう園

被相続人　亡　齋藤　千代

右被相続人は平成二十四年二月二十六日死亡し、その相続人は平成二十四年八月二十九日千葉家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月七日

千葉県市原市五井中央東二丁目二八番七号

フレグランスひろA二〇一

限定承認者　宇田川美沙絵

千葉県千葉市中央区中央三丁目一五番六号

やまちょうビル五階渡辺・石川法律事務所

右代理人弁護士　田中　大介

限定承認公告

本籍埼玉県新座市道場二丁目二三一八番地一七五、最後の住所千葉県山武郡横芝光町栗山三二八六番地二二　被相続人　亡　佐々木　隆

右被相続人は平成二十四年五月五日死亡し、その相続人は平成二十四年八月二十七日千葉家庭裁判所八日市場支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月七日

千葉県山武郡横芝光町栗山三二八六番地二二

相続財産管理人　佐々木眞子

限定承認公告

本籍長野県千曲市大字稲荷山一九三六番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　久保田綾子

右被相続人は平成二十四年五月二十四日死亡し、その相続人は平成二十四年八月二十七日長野家庭裁判所上田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月七日

長野県千曲市大字稲荷山一九三六番地

相続財産管理人　久保田　純

限定承認公告

本籍奈良県磯城郡田原本町三四五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　奥戸　實

右被相続人は平成二十四年六月十一日死亡し、その相続人は平成二十四年八月三十一日奈良家庭裁判所葛城支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月七日

奈良県磯城郡田原本町大字八尾八二六番地

ヴィラージュ堀川D二〇一号室

限定承認者　奥戸　秀治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六千百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は平成二十四年七月三十日付官報号外第一六四号の八十五頁に掲載されています。

平成二十四年九月七日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号赤坂日ノ樹ビル税理士法人赤坂国際会計事務所内

NCAP8特定目的会社

取締役　山﨑　亮雄

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を六千百万円減少することとしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年十月十日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年九月七日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号赤坂日ノ樹ビル税理士法人赤坂国際会計事務所内

NCAP8特定目的会社

取締役　山﨑　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十九億四千七百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は平成二十四年一月二十四日付官報号外第十五号の六十二頁に掲載されています。

平成二十四年九月七日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号赤坂日ノ樹ビル税理士法人赤坂国際会計事務所内

NCAP12特定目的会社

取締役　山﨑　亮雄

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を十九億四千七百万円減少することとしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年十月十日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年九月七日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号赤坂日ノ樹ビル税理士法人赤坂国際会計事務所内

NCAP12特定目的会社

取締役　山﨑　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は平成二十四年一月二十四日付官報号外第十五号の六十二頁に掲載されています。

平成二十四年九月七日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号赤坂日ノ樹ビル税理士法人赤坂国際会計事務所内

NCAP13特定目的会社

取締役　山﨑　亮雄